

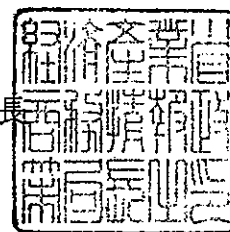
経済産業省

20121121 情局第2号

平成24年12月13日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省商務情報政策局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成24年11月9日付け警察庁丙組犯収発第159号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成24年11月9日付け外務省告示第364号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第9条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

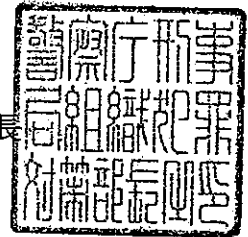
貴協会会員に対し周知徹底されるようお願いいたします。



2024/11/9 情局第1号
警察庁丙組犯収発第159号
平成24年11月9日

経済産業省商務情報政策局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その37）

これまで、タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づく疑わしい取引の届出、顧客等の本人確認義務等の履行の徹底を特定事業者に対し要請してきたところであるが、今般、別添「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（平成24年11月9日付け外務省告示第364号）」により資産凍結措置等の対象となる個人及び団体が改正されたことから、宝石商に対し、本改正内容を周知していただくとともに、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づくこれらの義務の履行が徹底されるようよろしくお取り計らい願いたい。

象と件名・タリバーン関係者等を指定する件に基づく資産凍結等の措置の対

○外務省告示第三百六十四号

を合外務省告示平成二十三年第三十二号及び平成二十四年第三百五十七号

第一九八号及び第一九八号及び第一三五八号（c）、第一三九〇号

事（a）議第一二六七日、十九日及び二十五日に行つた決定に基づき、同

た（a）の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

び別平成二十四年十一月九日

624を追加する。98を次のように改正する。また、623及

外務大臣 玄葉 光一郎

(別表)

一. 次のとおり改正する。

【タリバーンと関係を有する個人】

43. ディン・モハンマド・ハニフ(別名:(a)カリ・ディン・モハンマド(b)イアデナ・モハンマド、1969年1月1日生まれ。出生地:Badakhshan。国籍:アフガニスタン。旅券番号:OA 454044)

DIN MOHAMMAD HANIF (a.k.a.: (a)Qari Din Mohammad (b)Iadena Mohammad, DOB: 01/01/1969. POB: Badakhshan. Nationality: Afghan. Passport no.: OA 454044)

称号:Qari (カリ)

役職(タリバーン統治下):(a)Minister of Planning (計画大臣) (b)Minister of Higher Education (高等教育大臣)

生年月日:1955年頃

出生地:Shakarlab village, Yaftali Pain District, Badakhshan Province, Afghanistan

国籍:アフガニスタン

旅券番号:不明

ID番号:不明

住所:不明

国連制裁委員会による指定日:2001年1月25日(2003年9月3日、2007年7月9日、9月21日、2011年11月29日及び2012年10月25日に改訂)

その他の情報:タハール州及びバダフシャーン州(Takhar and Badakhshan Provinces)を管轄するタリバーン最高評議会のメンバー。アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいてと思われる。安全保障理事会決議1822(2008年)に基づく見直しは2010年7月27日に終了した。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

198. 削除

二. 次のとおり追加する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

623. アイユブ・バシール(別名:(a)アルハッジ・カリ・アユブ・バシール(b)カリ・ムハンマド・アユブ)

AYYUB BASHIR (a.k.a.: (a)Alhaj Qari Ayub Bashar (b)Qari Muhammad Ayub)

称号:(a)Qari (カリ) (b)Alhaj (アルハッジ)

役職:不明

生年月日:(a)1966年 (b)1964年 (c)1969年 (d)1971年

出生地:不明

国籍:(a)ウズベキスタン (b)アフガニスタン

旅券番号:不明

ID番号:不明

住所:Mir Ali, North Waziristan Agency, Federal Administered Tribal Areas, Pakistan

国連制裁委員会による指定日:2012年10月18日

その他の情報:2010年初期時点でイスラム運動ウズベキスタン(171. に指定した団体)の指導評議会のメンバーであり、財務部門の長。2009年から2012年の間、アフガニスタン及びパキスタンにおける同団体に対する財政及びロジスティック支援を調整。ファザル・ラヒム(609. に指定した個人)に対して資金を送金。

624. アーミル・アリ・チャウドリー(別名:(a)アーミル・アリ・チャウダリー(b)アーミル・アリ・チョウドリー(c)アミール・アリ・チャウドリー(d)フザイーファ)

AAMIR ALI CHAUDHRY (a.k.a.: (a)Aamir Ali Chaudary (b)Aamir Ali Choudry (c)Amir Ali Chaudry (d)Huzafa)

称号:不明

役職:不明

生年月日:1986年8月3日

出生地:不明

国籍:パキスタン

旅券番号:パキスタン旅券 BN 4196361 (2008年10月28日発行、2013年10月27日失効)

ID番号:パキスタン国民IDカード 33202-7126636-9

住所:不明

国連制裁委員会による指定日:2012年10月18日

その他の情報:パキスタン・タリバーン運動(TTP)(591. に指定した団体)の電子工学及び爆発物の専門家。TTPの攻撃計画に関与。TTPに対して財政及びロジスティック支援を提供。TTPの軍事訓練に参加。

(了)